

令和6年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

海田町監査委員

海 監 査 第 1 9 号

令和7年8月27日

海田町長 竹野内 啓佑 様

海田町監査委員 永 海 房 雄

同 大 江 康 子

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び  
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査をしたので次のとおり意見を提出する。

## 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

- 1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率
- 2 令和6年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期日

令和7年8月18日から8月22日まで

### 第3 審査の方法

審査は、町長から審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証書類等と照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

### 第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認めた。

なお、審査の概要及び審査意見は次のとおりである。

## 1 健全化判断比率

健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率で示され、海田町における比率は次のとおりである。

第1表 健全化判断比率

(単位：％，ポイント)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	13.89
連結実質赤字比率	—	—	—	18.89
実質公債費比率	7.0	7.0	0.0	25.0
将来負担比率	—	0.9	△0.9	350.0

※ 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じていない場合は、「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

実質赤字額を標準財政規模と比較して示すことにより、その赤字の深刻度を把握するもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質収支額（マイナスの場合のみ）}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計の実質赤字比率は第2表のとおりで、令和6年度の実質収支額は7億62万9千円の黒字で、前年度と比較すると1億1,354万円（19.3%）増加している。

令和6年度の実質赤字比率は、前年と同様に実質赤字額が生じていないため算定されない。

第2表 一般会計の実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
実 質 収 支 額	700,629	587,089	113,540
標 準 財 政 規 模	7,479,796	7,101,092	378,704
実 質 赤 字 比 率	— (△9.36%)	— (△8.26%)	— (△1.10ポイント)

※ 1 実質赤字比率が生じていない場合は「—」で表示している。

2 ( )内の数値は、実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に占める割合を表す指標である。

すべての会計の赤字、黒字の額を合算し、町全体の収支における資金不足の深刻度を把握するもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{D}$$

令和6年度の連結実質赤字比率は第3表のとおりで、連結実質収支額は14億942万1千円の黒字で、前年度と比較して1億9,873万5千円(16.4%)増加している。

この主な要因は一般会計及び下水道事業会計の実質収支額が増加したことによるものである。

令和6年度の連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額が生じていないことから算定されない。

第3表 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
一般会計の実質収支額 A	700,629	587,089	113,540
その他の会計の資金不足額又は資金剰余額の計 B	708,792	623,597	85,195
国民健康保険特別会計	27,848	41,044	△13,196
介護保険特別会計	44,712	85,249	△40,537
後期高齢者医療特別会計	2,677	765	1,912
水道事業会計	380,717	378,801	1,916
下水道事業会計	252,838	117,738	135,100
合 計 (A+B) C	1,409,421	1,210,686	198,735
標準財政規模 D	7,479,796	7,101,092	378,704
連結実質赤字比率	— (△18.84%)	— (△17.04%)	— (△1.80ポイント)

- ※ 1 「その他の会計の資金不足額又は資金剰余額」について、黒字の場合は資金剰余額を、マイナス「△」の場合は資金不足額を示している。
- 2 実質収支額及び資金不足・剰余額の合計が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示している。
- 3 ( )内の数値は、連結実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を過去3か年の平均値で表す指標である。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと、収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高くなる。

算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率（単年度）} = \frac{A + B - C}{D - C}$$

令和6年度の実質公債費比率は第4表のとおり7.0%で、前年度と同率となっている。

この主な要因は、庁舎移転事業に係る町債の元金償還が始まったことにより、「地方債の元利償還金 A」が増加したものの、令和6年度の普通地方交付税額が令和5年度に比べて増えたことにより、「標準財政規模 D」が増加したため、令和6年度の実質公債費比率が減少したことによるものである。

なお、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

第4表 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分		令和6年度 (ア)	令和5年度 (イ)	令和4年度 (ウ)	比較 (ア)－(イ)
地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	A	1,002,398	977,507	969,426	24,891
準元利償還金	B	232,950	337,859	458,713	△104,909
基準財政需要額に算入された 公債費及び準公債費	C	809,317	888,754	947,768	△79,437
標準財政規模	D	7,479,796	7,101,092	6,983,343	378,704
実質公債費比率（単年度）		6.39%	6.87%	7.96%	△0.48ポイント
実質公債費比率（3か年平均）		7.0%	7.0%	6.5%	0.0ポイント

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表す指標である。

この比率が高い場合は、一般財政規模に比べ高いということであり、今後実質公債費比率が高くなり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる。

算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率 } N = \frac{(\text{A} \sim \text{Hの計}) - (\text{I} \sim \text{Kの計})}{L - M}$$

令和6年度の将来負担比率は第5表のとおり、将来負担額から充当可能な財源を差し引いた額が前年度に比べ11億1,917万4千円減少している。

この主な要因は、令和4年度に借り入れた庁舎移転事業に係る町債を繰上償還したことにより、「一般会計に係る地方債の現在高 A」が減少したこと及び償還額が借入額を上回ったことにより、「一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額 C」が減少したことによるものである。

令和6年度の将来負担比率は、充当可能な財源の額が将来負担額を上回ったことから算定されない。

第5表 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
将来負担額 (A～Hの計) ①	13,358,871	15,202,387	△1,843,516
A 一般会計に係る地方債の現在高	9,540,776	10,674,290	△1,133,514
B 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
C 一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額	2,738,872	3,362,042	△623,170
D 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	322,205	360,749	△38,544
E 退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額	757,018	805,306	△48,288
F 設立法人の負債の額等に係る一般会計負担見込額	0	0	0
G 連結実質赤字額	0	0	0
H 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	0	0
充当可能財源等 (I～Kの計) ②	14,420,169	15,144,511	△724,342
I 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	3,515,217	3,718,116	△202,899
J 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	0	0	0
K 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	10,904,952	11,426,395	△521,443
L 標準財政規模 ③	7,479,796	7,101,092	378,704
M 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 ④	809,317	888,754	△79,437
① — ②	△1,061,298	57,876	△1,119,174
③ — ④	6,670,479	6,212,338	458,141
N 将来負担比率	— (△15.9%)	0.9%	— (△16.8ポイント)

※ ( ) 内の数値は、充当可能な財源が将来負担額を超える場合に、当該超える額の標準財政規模に占める割合を参考として記載し、負の値で表示している。

## 2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を、料金収入の規模と比較して、その割合を表したもので、経営状況の深刻度を示すものである。この資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化団体となり、経営の健全化の手続きがとられることになる。

算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額A}}{\text{事業の規模B}}$$

第6表 資金不足比率

(単位：％，ポイント)

区 分		令和6年度	令和5年度	増 減	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	20.0

※ 資金不足が生じていない場合は、「—」で表示している。

(1) 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率は第7表のとおり、資金剰余額は3億8,071万7千円で、前年度と比較すると191万6千円増加している。資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されない。

第7表 水道事業会計の資金不足比率

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
資金不足額 (△資金剰余額) A	△380,717	△378,801	△1,916
ア 流動資産	559,955	561,413	△1,458
イ 流動負債	179,238	182,612	△3,374
ウ 算入地方債	0	0	0
事業の規模 B	421,656	426,240	△4,584
エ 営業収益の額	421,656	426,240	△4,584
オ 受託工事収入の額	0	0	0
資 金 不 足 比 率	— (△90.29%)	— (△88.87%)	— (△1.42ポイント)

- ※ 1 「資金不足額 A」が△の場合は、資金剰余額を示している。  
 2 資金不足比率が生じていない場合は、「—」で表示している。  
 3 ( ) の内の数値は、資金不足が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

(2) 下水道事業会計

下水道事業会計の資金不足比率は第8表のとおり、資金剰余額は2億5,283万8千円で、資金不足額は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

第8表 下水道事業会計の資金不足比率

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
資金不足額 (△資金剰余額) A	△252,838	△117,738	△135,100
ア 流動資産	293,063	325,597	△32,534
イ 流動負債	40,225	207,859	△167,634
ウ 算入地方債	0	0	0
事業の規模 B	514,029	570,500	△56,471
エ 営業収益の額	514,029	570,500	△56,471
オ 受託工事収入の額	0	0	0
資 金 不 足 比 率	— (△49.18%)	— (△20.63%)	— (△28.55ポイント)

- ※ 1 「資金不足額 A」が△の場合は、資金剰余額を示している。  
 2 資金不足比率が生じていない場合は、「—」で表示している。  
 3 ( )の内の数値は、資金不足が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

### 3 総括意見

#### (1) 健全化判断比率

- ア 実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないため、算定されていない。
- イ 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないため、算定されていない。
- ウ 実質公債費比率は7.0%で、前年度と同率となっている。
- エ 将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能な財源を上回っていることから算定されていない。

#### (2) 資金不足比率

令和6年度決算に基づく資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業会計いずれも資金不足額が生じていないため、算定されていない。

以上のとおり、健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準をいずれも下回っている。